e　交付対象者のうち、営業用バスを用いて行われる運輸事業を営む者を構成員とするもの又は当該事業を営む地方公共団体にあっては営業用バス標準軽油使用量に交付年度の前年度の９月末日における交付対象者に係る営業用バスの登録台数を乗じたもの、営業用トラックを用いて行われる運輸事業を営む者を構成員とするものにあっては営業用トラック標準軽油使用量に交付年度の前年度の９月末日における交付対象者に係る営業用トラックの登録台数を乗じたもの

D　平成６年度以降に交付された運輸事業振興助成交付金の各年度における総額の水準が確保されることを基本として算定するために乗ずべき数値として国土交通大臣が定めるもの

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第九号）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則第二条の規定は、令和九年度以降の運輸事業振興助成交付金について適用し、令和八年度の運輸事業振興助成交付金については、なお従前の例による。

○財務省令第十六号

関税定率法等の一部を改正する法律（令和八年法律第五号）及び関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和八年政令第八十五号）の一部の施行に伴い、関税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき

関税法施行規則等の一部を改正する省令

（関税法施行規則の一部改正）

第一条　関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（郵便物等の通信日付印により表示された日にその提出がされたものとみなす書類） **第一条の二**　［略］ ［一～四　略］ 五　不当廉売関税等に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十九条第一項（還付）（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出する還付請求書 （指定保税地域の指定等に際して開かれる公聴会の手続） **第三条の二**　［略］ （指定保税地域に係る保税業務規則の記載事項） **第三条の三**　法第四十一条の二（指定保税地域において貨物を管理する者の規則の定め）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、税関長が貨物の種類その他の事情を勘案して規定する必要がないと認める事項は、これを規定することを要しないものとする。 一　法及び他の法令（以下この条において「法令」という。）を遵守するために必要な体制を整えるための次に掲げる事項 イ　指定保税地域の業務の総合的な管理及び監督に係る責任者の氏名及び職名 ロ　指定保税地域の業務に係る責任者の氏名及び職名 ハ　法令の遵守状況の監査に関する業務を行う者の氏名及び職名	（郵便物等の通信日付印により表示された日にその提出がされたものとみなす書類） **第一条の二**　［同上］ ［一～四　同上］ 五　不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十九条第一項（還付）の規定により提出する還付請求書 （指定保税地域の指定等に際して開かれる公聴会の手続） **第四条**　［同上］ ［条を加える。］